

『住民と自治』(通巻683号)3月号付録 2020年3月1日発行 自治体研究社

とちぎの地域と自治

とちぎ地域・自治研究所 所報 第206号

〒3210218 壬生町落合 1-15-5 ポラーノ・どんぶり103号 TEL/FAX 0282(83)5060

メール: support@tochigi-jichiken.jp ホームページ: http://tochigi-jichiken.jp

郵便振替 00170-7-251641 とちぎ地域・自治研究所

○ 第17期とちぎ自治講座：議員研修会	1
○ 2020年度栃木県当初予算の概要	3



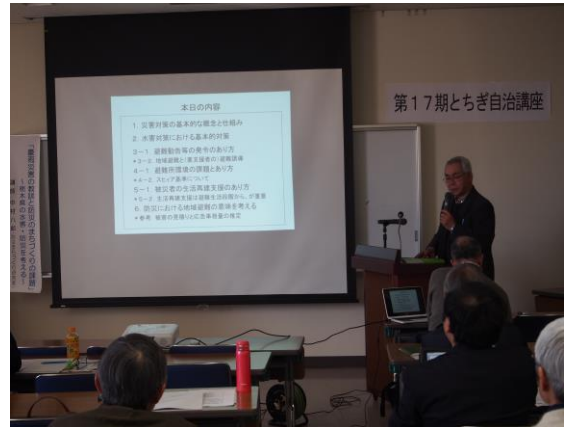
第17期とちぎ自治講座：議員研修会

2019年台風19号被害から栃木県の水害・防災を考える

とちぎ地域・自治研究所は、2月9日(日)午後、栃木市国府公民館において、第17期とちぎ自治講座：議員研修会「豪雨災害の教訓と防災のまちづくりの課題～2019年台風19号被害から栃木県の水害・防災を考える」を開催しました。県南・県央の市町議員など30名が参加しました。

講師の元東京都国分寺市職員で防災まちづくり研究家の中村八郎氏は、前日来県し、宇都宮市、栃木市、佐野市などの被災地を確認した上で、水害対策の基本的対策、避難所環境や被災者生活再建支援のあり方、そして自治体の役割などについて話されました。

○ 自然現象の規模の大きさ(雨量とか震度とか)と実際に発生した被害の大きさは無関係。被害の見積りは可能⇒事務量が分かる⇒災害に備える準備ができる。これ



をしていないで被害の大きさを自然現象の規模の大きさのせいになっているのが「想定外」、行政の言い逃れの口実。

○ 災害対策というのは中央集権的。有事体制と同じ。国の計画を基準に県、市町村が防災計画を作る体系になっている。

首長部局の計画で、議会の承認はない。

○ 防災とは、災害に対して安全な地域社会を築き、容易に回復できる程度に被害

を軽減すること。そのため徹底した地域住民・被災者の立場から対策を講じることが必要。

○ 水害対策は河川流域で総合的に考え（流域治水）、危険性の高い低地域の土地利用の規制も必要。

○ 災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）「市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し……避難のための立ち退きを指示することができる。」とされているが、「できる」というのはしなくてもよいのではなく、市町村長しかできない「義務」であると読むべき。

○ 避難勧告と避難所・避難場所の指定はセットになっているので、自治体はハザードマップ、気象状況と河川水位情報と関連させ、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成して、予め準備（訓練）しておくことが必要。

○ 避難には、避難者側と避難所提供側の双方にとって準備可能な時間的余裕が欠かせない。時間的余裕があれば多くの問題を解決できる。日中の早期（24時間前）避難勧告が基本となるべき。

○ 法令上、市町村長は避難行動要支援者（在宅介護者等）名簿の「避難支援等関係者」への提供規定があることから、実際の避難誘導は避難支援等関係者に委ねている。避難支援等関係者とは、消防、警察、民生委員、社協、自主防、他だが、制度に現実を合わせるという全く不合理な事態。支援者の立場からの制度が必要。

○ 災害対策基本法では、避難所の生活環境の整備とともに避難所以外の被災者への配慮も規定している。

○ 避難所の生活環境と支援体制の3課題

①既存施設は、避難所としての設備等が未整備、特に集団共同生活状態の施設面からの改善が必要

②避難所や避難者の特性に対応できる有資格技能者による支援体制の確保（→医療、保健衛生、社会福祉、栄養・調理、獣医師等々の配置）

③避難生活（避難所、応急仮設住宅）における生活再建支援、専門技能者（建築、不動産等）による個別助言・相談等の支援。

○ 避難所の環境改善では、被災者の人権と尊厳を守るための国際的な「スヒア基準」（人道援助を行うNGOのグループと国際赤十字・赤新月運動によってつくられた）がある。日本の現状はこの基準から大きく遅れている。

○ 生活基盤を放棄させる「避難対策重視」政策は、防災対策上の矛盾である。被災により失われた資産への公的保障は当然。生活再建の基盤である住宅の再建費用への直接支援は、国の最小限の義務である。

○ 災害初動期対応と生活再建支援の課題として、①避難生活における生活再建支援事務の実施。避難生活において支援制度の具体的情報を含む再建支援相談が不可欠。②家屋被害区分判定調査と罹災証明書迅速な発行が不可欠であり、そのため災害初期の避難者数や家屋被害数など被害量を推定し対応する事務量を算定しておくことが重要。③避難生活の長期化と被災者の疲弊を拡大（再建意欲の喪失）させる大規模面整備事業等の導入は問題が多い。「大規模な事業」は災害を契機として実施すべきものではない。

2020年度栃木県当初予算の概要

2020年度栃木県当初予算と2019年度2月補正予算（栃木県HP「令和2（2020）年度当初予算について（令和2年2月7日）」）（以下、「県概要」）が公表されました。

2020年度当初予算は台風19号被害からの復旧・復興等で前年比4.0%増の8,373億円、2月補正予算は国の経済対策分で326億円の増と通常分の298億円の減となっている。

1 予算規模の推移

（単位：億円）

区分	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
一般会計	7,733	8,112	8,182	8,160	8,034	8,053	8,374
特別会計	685	788	845	853	2,416	2,514	2,414
企業会計	357	326	192	199	174	150	273

一般会計は8,373億円（19年当初比4.0%増）で、台風19号被害からの復旧・復興等で320億円の増。特別会計2,414億円（同4.0%減）、うち国民健康保険特別会計が74.5%を占め36億7千万円の減となっている。企業会計は273億円（同82.0%増）で流域下水道事業の特別会計からの移行で大幅増となった。

2 歳入予算の推移

（単位：億円）

区分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	構成比
県税	2,415	2,535	2,455	2,520	2,540	2,500	29.9
地方消費税精算金	722	800	761	751	776	887	10.6
地方譲与税等	371	335	346	348	369	379	4.5
地方特別交付金	8	8	9	10	31	15	0.2
地方交付税	1,223	1,198	1,218	1,198	1,208	1,298	15.5
国庫支出金	953	914	898	863	906	1,097	13.1
県債	964	946	1,055	1,011	1,083	1,132	13.5
うち臨時財政対策債	510	420	440	430	400	400	4.8
その他	1,407	1,397	1,304	1,223	1,037	972	11.6
財調・県債基金繰入金	49	49	114	110	103	94	1.1
計	8,112	8,182	8,160	8,034	8,053	8,374	100.0

※ 県税については、企業収益の減等に伴う法人関係税の減収等の影響が大きく40億円の減となった。一方、消費税率の引上げにより地方消費税精算金が増加したほか、地方交付税も増となったが、義務的経費や投資的経費の増等により引き続き財源不足が生じたことから、県債の適切な発行や財政調整基金の活用等により、所要財源の確保を図った。（県概要）

4 歳出

◆ 目的別歳出の推移

(単位：億円)

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R 1)	2020 (R 2)	構成比
議会費	15	15	15	15	15	15	0.2
総務費	326	350	365	378	348	386	4.6
民生費	1,019	1,027	1,037	1,001	1,070	1,067	12.7
衛生費	646	627	595	594	571	561	6.7
労働費	29	21	28	24	25	21	0.3
農林水産業費	369	372	355	363	370	354	4.2
商工費	812	759	745	646	554	513	6.1
土木費	716	721	856	864	917	906	10.8
警察費	455	480	430	436	446	481	5.7
教育費	1,880	1,862	1,859	1,849	1,866	1,878	22.4
災害復旧費	27	58	27	26	26	249	3.0
公債費	1,054	1,056	1,058	1,038	1,040	1,025	12.2
諸支出金	755	825	785	794	797	914	10.9
予備費	8	8	5	5	5	5	0.1
合 計	8,112	8,182	8,160	8,034	8,053	8,374	100.0

◆ 性質別歳出の推移

(単位：億円)

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R 1)	2020 (R 2)	構成比
職員費	2,055	2,044	2,026	2,019	2,018	2,019	24.1
公共事業費	497	506	505	507	573	613	7.3
建設事業費	540	593	681	665	691	641	7.7
公債償還費	1,054	1,056	1,058	1,038	1,040	1,025	12.2
主要義務費	1,274	1,222	1,245	1,261	1,293	1,337	16.0
うち医療福祉関係費	1,040	981	1,014	1,030	1,056	1,094	13.1
税交付金等	755	825	785	794	797	914	10.9
一般行政費	812	838	829	819	791	829	9.9
受託事務費	21	21	11	15	25	21	0.2
県単補助金	120	126	129	133	144	148	1.8
県単貸付金	890	831	803	695	579	506	6.0
災害復旧費	27	57	26	26	25	248	3.0
国直轄事業負担金	69	62	63	63	76	72	0.9
合 計	8,112	8,182	8,160	8,034	8,053	8,374	100.0

目的別では、台風19号被害の災害復旧費が249億円と大幅増。高齢化等で医療福祉関係経費が増加している（県概要）としているが、民生費はほぼ横ばい。県単貸付金の減少により商工費の減少が続く。

性質別では、職員費は3年間ほぼ横ばいだが、例年2月補正での減額（今年度16.7億円）や決算で不要額が出ている。税交付金は消費税率引き上げによる地方消費税清算金の増加による。主要義務費（退職手当等と医療福祉関係費）と一般行政費の増は幼保無償化など社会保障施策や自然増やなどによるものか。

◆ 投資的経費の推移

（単位：億円）

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
補助・直轄事業	742	782	696	697	762	1,062
うち公共事業費	497	506	505	507	573	613
うち直轄事業費	69	62	63	63	76	72
単独事業	441	489	635	624	678	625
うち県単公共事業費	95	99	134	145	143	141
県単土木事業	90	90	127	138	137	135
県単農業農村整備事業	2	3	3	3	3	3
県単林務事業	3	6	4	4	4	3
計	1,183	1,271	1,331	1,321	1,440	1,653

※「投資的経費については、総合スポーツゾーン整備費の減等により単独事業は減となったが、令和元年台風第19号による被害からの復旧対応等のため補助・直轄事業が大幅な増となったことから、全体では増となった。」（県概要）

・ その他の主な大規模事業

2019年（R1）		2020年（R2）	
・総合スポーツゾーン整備費	101億円	・堤防強化緊急対策プロジェクト事業費	30億円
・総合文化センター大規模改修費	25億円	・総合スポーツゾーン整備費	56億円
・県立学校施設長寿命化推進事業費	16億円	・宇都宮東警察署整備費	23億円
・県庁舎等長寿命化推進事業費	13億円	・県庁舎等長寿命化推進事業費	17億円
・食肉衛生検査所整備費	11億円	・県立学校施設長寿命化推進事業費	14億円

◆ 消費的経費の推移

(単位：億円)

区 分		2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
義務的経費	職員費・退職手当等	2,289	2,285	2,257	2,250	2,256	2,262
	公債償還費	1,054	1,056	1,058	1,038	1,040	1,025
	うち元金	910	925	931	935	947	
	うち利子	144	131	127	103	93	
	医療福祉関係経費	1,040	981	1,014	1,030	1,056	1,094
	税交付金等	754	825	785	794	797	914
	計	5,137	5,147	5,114	5,112	5,149	5,295
その他の経費	一般行政費	812	838	829	819	791	829
	受託事務費	20	21	11	15	25	21
	県単補助金	69	74	72	72	69	70
	県単貸付金	891	831	803	695	579	506
	計	1,792	1,764	1,715	1,601	1,464	1,426
合 計	6,929	6,911	6,829	6,713	6,613	6,721	

※「義務的経費については、公債償還費が減となったものの、高齢化の進展等に伴い医療福祉関係経費が増となったほか、消費税率の引上げ等により税交付金等も増となった。

その他の経費については、商工制度金融の継続貸付分の減に伴い、県単貸付金が大幅な減となった。」(県概要)

5 県債残高・財政調整基金の推移

(単位：億円、%)

区 分	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
県債残高 (A)	10,919	10,928	10,908	11,025	11,682	11,869
うち臨時財政対策債 (B)	5,242	5,335	5,451	5,521	5,508	5,473
うち臨時財政対策債外	5,677	5,593	5,457	5,504	6,174	6,396
(B) / (A)	48.0	48.8	50.0	50.1	47.1	46.1
財政調整的基金残高	833	796	682	642	527	393

※2018年度までは決算の数値、2019年度は2月補正予算後の数値。

臨時財政対策債は微減だが、災害対策による投資的経費の増により県債残高は増加する。財政調整的基金も近年の総合スポーツゾーン等の大規模事業により毎年減少しており、2020年度末は400億円弱となる見込み。

6 主な事業等

「予算編成の基本的考え方」の3つの柱の主な事業

I 令和元年台風19号による被害からの復旧・復興

災害復旧事業費（令和元年台風19号関連）14,782百万円、災害関連公共事業費（河川の改良復旧等）4,456百万円、緊急防災・減災対策事業費（堆積土除去等）1,000百万円、安全な川づくり事業費（ハザードマップ作成支援関係）50百万円、災害救助費（住宅の応急修理等）469百万円、中小企業等グループ施設等復旧事業費7,566百万円 など

II 令和2（2020）年度政策経営基本方針に基づく重点事項の推進

農業大専校「いちご学科」創設事業費7百万円、学力向上に向けた指導体制モデル事業費43百万円、とちぎデジタル戦略推進事業費18百万円、未来技術社会実装・SDGs推進事業費9百万円、未来技術活用促進事業費10百万円、CSF等感染防止対策事業費263百万円、国体・障スポ開催準備事業費319百万円、競技力向上費521百万円、総合スポーツゾーン整備費5,591百万円、国体施設整備事業費221百万円

III 「とちぎ元気発信プラン」の総仕上げと「とちぎ創生15戦略（第2期）」の推進

小学校第6学年少人数(35人以下)学級推進事業費320百万円（義務教育全9学年で35人学級実施）、県立高等学校特別教室空調設備整備事業費960百万円、新青少年教育施設整備費11百万円・PFIによる債務負担行為59億円、市町虐待対応力強化支援事業費4百万円、エネルギー産業立地促進補助金450百万円、など

7 まとめ

○ 歳入では、県税が企業収益の減により減収、税率引き上げによる地方消費税の増加を見込んでいるが、昨年10月～12月のGDPが実質6.3%減となり消費税増税による景気後退が顕著となっており、見込みどおりとなるかは予断を許さないと思われる。

○ 臨時財政対策債は減額となったが災害対策により県債発行額は近年では最高の1,132億円（歳入の13.6%）となり、年度末残高も11,800億円超と増加する見込みで、投資的経費の抑制など財政規律の堅持が求められる。

○ 歳出では、「台風19号被害からの復旧・復興事業」とともに国と経済界の投資戦略Soceity5.0の実現に呼応した「未来技術等（AIやIoT等）を活用した新たな取り組み推進」関連の事業が大きな柱となっている。まだ検証・調査の段階だが、「未来技術等」が産業界の投資戦略の柱となっているなかで、「地域の課題」を明確にし、それを解決するための技術として自主的にどう活用していくのか注視していく必要がある。

○ 2月補正では、国の「GIGAスクール構想」（次ページ参照）に基づく高速通信ネットワークの整備費等経費（13億6千万円）が計上されているが、この構想はSoceity5.0に向けた人材育成が目的とされ、公教育への企業参入や教育の画一化が懸念されている。

○ 新規事業では、市町の虐待対応力向上及び専門性強化のための専門家（児童相談所OB等）派遣経費（4,374千円、単独事業）や義務教育全9学年で35人学級の実施となる小学校第6学年少人数学級推進事業費320百万円などが注目される一方、水道広域化推

進プラン策定費（11,000千円、1/2国庫、2022年までの継続費、総額39,000千円）や新青少年教育施設のPFIでの整備費（業者選定費等11,142千円、運営事業費5.9億円の債務負担行為）など国の方針の具体化のための予算も注視していく必要がある。

※「GIGAスクール構想」とは

（文部科学省 https://www.mext.go.jp/content/20191227-mxt_syoto01_000003278_07.pdf 等）

○ 国の令和元年(2019年)度補正予算（1月30日成立）で、「未来への投資」「Society5.0時代を担う人材投資」として、GIGAスクール構想の実現2,318億円が予算化。

○ 「GIGAスクール構想」

- ・ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- ・ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。

○ 事業概要

(1) 校内通信ネットワークの整備

- ・ 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における校内LANを整備、加えて、小・中・特支等に電源キャビネットを整備
- ・ 公立・私立：1/2補助、国立：定額補助

(2) 児童生徒1人1台端末の整備

- ・ 国公立の小・中・特支等の児童生徒が使用するPC端末を整備
- ・ 公立・国立：定額補助（上限4.5万円）、私立：1/2補助（上限4.5万円）

自治体民営化の ゆくえ

公共サービスの変質と再生


尾林芳匡 著

自治体民営化はどこに向かっていくのか。政府は公共サービスの民営化を進める法律を次々とつくり、住民をないがしろにした企業偏重の政策を展開している。PFIや指定管理者制度、地方独立行政法人等の仕組みと問題点を明らかにして、役所の窓口業務、図書館を初め公共施設の実態、そして医療、水道、保育の現状を検証する。公共サービスの変質を指摘し、主権者である市民による再生への取組みを紹介。定価（本体1300円＋税）

【目次より】

- I 自治体民営化を進める法制度
- II PFIの現状と課題
- III 公の施設の指定管理者
- IV 地方独立行政法人
- V 民営化の問題点と守られるべき公共サービスの質

自治体民営化のゆくえ
公共サービスの質と再生
尾林芳匡 著



自治体研究社 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933 <http://www.jichiken.jp/> E-mail info@jichiken.jp